

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和2年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	文化財・生涯学習課
指定管理者	信州リゾートサービス 株式会社

1 施設名等

施設名	長野県望月少年自然の家	住所	佐久市協和3489-67
		電話	0267-54-2405
		ホームページ	http://moti-shizen.com/

2 施設の概要

設置年月	昭和52年4月	根拠条例等	長野県少年自然の家条例
設置目的	少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛錬し、もって少年の健全な育成を図るため		
施設内容	◇ 管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造平屋建 2,215.75㎡ 宿泊室:28室(和室1室、洋室27室)、宿泊定員200名 体育室 360㎡ その他:研修室、食堂、浴室、乾燥室、事務室、宿直室 等 ◇ 野外施設 キャンプ場(炊事場、水洗トイレ付):宿泊定員200名 約9,000㎡ 営火場、運動広場 約4,000㎡、スケート場 約5,000㎡ 遊びの広場、集いの広場、ソリ用ゲレンデ(3コース)、マレットゴルフ場(36ホール) フィールドアスレチック、ディスクゴルフコース(18ホール)、ミニオリエンテーリング(15ポスト)		
利用料金	1 宿泊施設 一般 25歳以上の者 1人1泊について 1,050円 25歳未満の者 1人1泊について 700円 小・中学生 1人1泊について 350円 2 キャンプ場 一般 25歳以上の者 1人1泊について 600円 25歳未満の者 1人1泊について 400円 小・中学生 1人1泊について 200円 3 日帰り利用料 研修室 午前9時から正午まで 300円 午後1時から午後4時まで 300円 午後5時から午後8時まで 300円 体育館 午前9時から正午まで 900円 午後1時から午後4時まで 900円 午後5時から午後8時まで 900円 研修室及び体育館以外の施設 25歳以上 300円 15歳以上25歳未満 200円		
開所日	開所日は以下のとおり ・ 月曜日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日 ・ 12月29日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。		
開所時間	9:00～20:00 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成21年度	直営	

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	信州リゾートサービス株式会社	指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和2年度(A)	令和元年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
30,946 千円	28,900 千円	2,046 千円	
	増減理由	新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の上乗せによる増額	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none">施設及び設備の維持管理に関する業務少年自然の家の利用の許可に関する業務少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの前各号に掲げる業務に附帯する業務
--

(様式2)

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標：利用者数・利用件数・稼働率】

(単位：人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度(A)	145	54	141	279	704	608	861	369	122	232	262	270	4,047
令和元年度(B)	432	797	422	5,860	3,766	1,546	661	572	394	752	914	246	16,362
(A)/(B)	33.6	6.8	33.4	4.8	18.7	39.3	130.3	64.5	31.0	30.9	28.7	109.8	24.7
増減要因等	新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用休止及び利用申込者からの多数のキャンセルが発生したため。												

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度(A)	45	0	9	8	105	37	102	67	1	34	4	39	450
令和元年度(B)	99	123	29	615	838	369	23	9	30	193	152	12	2,492
(A)/(B)	45.5	0.0	31.0	1.3	12.5	10.0	443.5	744.4	3.30	17.6	2.6	325.0	18.1
増減要因等	新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用休止及び利用申込者からの多数のキャンセルが発生したため。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和2年度(A)：290日	令和2年度(A)：9:00～20:00	無	(新型コロナウイルス感染拡大による休所措置)
令和元年度(B)：318日	令和元年度(B)：9:00～20:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

<p>① 食事の際の飛沫防止のため、食堂のテーブル20台に1人ずつ正面と側面を仕切ったアクリルクロスパーテーションを設置した。</p> <p>② 利用者アクセスの改善を図るため、案内看板を3か所移転・増設した。 (県道雨塚望月線から県道大木浅田切線の分岐(5km地点)両方向2か所及び3km地点)</p> <p>③ コロナの影響で利用者がいない期間に、職員がほぼ全てのマットレスを洗濯したほか、壁面のカビ除去作業を行った。</p> <p>④ 利用者の利便性向上を図るため、利用者の事情によっては、休所日にあたる日であっても開所する等、臨機応変な対応を行った。</p>

(6) その他実施した取組内容

<p>① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い予定していた事業の多くは中止としたが、「望月体験の森」、「キャンプ&夜空観察」等、参加が家族単位であり安全安心が確保できるものについては、感染拡大防止対策を徹底した上で実施した。</p> <p>③ 中止とした望月少年の家3大キャンプ(タイニー・リトル・ふれあい)に代え、子どもたちに少しでも自然体験活動の機会を提供しようと、急ぎょ企画した日帰りイベント「親子DAYキャンプ」を9月から11月にかけて8回開催した。</p>
--

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

<p>① コロナ禍で日常生活に制約を受け何かと我慢しなければならないことも多い中で、子供たちが初めての雪遊びに楽しめたことに大変満足したという感想や自然の中で静かに自由に過ごせたことの喜び、またスタッフの対応にも感謝の言葉を寄せていただいた。</p> <p>② 例年に比べ利用者が大幅に少なかったこともあり、網戸に隙間があるといったご指摘をいただいた以外、特段苦情はなかった。なお、網戸の隙間については、できる限りの補修・調整を行い改善に努めている。また、令和元年度から実施している自主事業参加者からのアンケートにおいても、実施できた事業について苦情等はなかった。</p>
--

(様式2)

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指 定 管 理 者	所 管 課	評 価
施設の目的に沿った管理運営	協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を実施し、従来とおり地元各種団体との連携を行い、コロナ禍の中での可能な範囲内で、施設の立地条件を活かした受入れ及び自主事業を実施した。	協定書及び仕様書等に基づいた管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	全ての来所者の平等な利用を確保するため、条例及び規則等の規定を遵守し、原則として受付順による平等な利用の確保とサービスの提供をしている。	原則受付順としながらも、多くの団体が利用できるように調整を行っており、概ね平等な利用の確保が図られている。	B
利用者サービス向上の取組	休所日などでも、利用希望団体があれば職員の勤務体制を調整し、開所日に変更して受入れた。 また、アンケート等による利用団体の要望や意見にできるだけ配慮し、改善に努めた。	利用者が必要とするサービスの提供に努めたと認められる。アンケート等を通じて利用者の意見・要望を把握し、それに迅速に対応した。	B
自主事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い予定していた事業の多くは中止としたが、参加が家族単位であり安全安心が確保できる以下の事業については、感染拡大防止対策を徹底した上で実施した。 ① 望月体験の森 ② メカトロニクス教室 ③ 親子DAYキャンプ ④ キャンプ&星空観察	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた多くの自主事業が中止されたが、感染防止対策を徹底して実施可能な自主事業に取り組んでいることが認められる。	B
職員・管理体制	① 仕様書及び事業計画書に基づく職員配置を行い、利用者の安全確保とサービスの提供に努めた。 ② 青少年育成事業の更なる充実を図るため、レクリエーションに精通した職員が、自主事業等を実践した。	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置が行われ、適正な管理が行われたと認められる。	B
収支状況	コロナを理由とするキャンセルが多発し、宿泊延べ人員が前年度の12,813人に対し2,067人、前年比16.1%と激減、日帰り利用者も対前年比55.8%に減少し、収入面では、対前年比で利用料金が18.1%、食事が15.8%と大幅減収となった。	新型コロナウイルス感染症の影響等で収入減となったが、経費削減等に努め、適正な経理が行われていることが認められる。	B
総合評価	新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大状況、県担当課からの依頼・要請等に応じて、1年を通し適時、施設の利用休止、自主事業の変更・中止等必要な措置を講じながら、適切かつ効果的な施設の管理運営に努めた。	新型コロナウイルス感染症の影響による予約のキャンセルや自主事業の中止のため、利用者や利用料金等が減少したが、感染対策を徹底しながら、おおむね事業計画書等の内容に沿って、良好な管理運営が行われたと認められる。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指 定 管 理 者	所 管 課
施設の管理運営の課題	① 浄化槽について、浄化槽本体の劣化が進行しているため、設備全体を至急改修する必要が生じている。 ② 老朽化が進み、事務室、食堂等の床にきしみや沈みが生じており、小規模な補修では対応できない。 ③ 受水槽の新設により、新たに定期点検等の費用が必要となっている。 ④ 職員の高齢化により、施設の維持管理等で豊富な経験を必要とする職員や水道管理技術者等の後継者の確保・養成が必要となってきている。	・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。 ・時代のニーズに対応した設備改修や備品の更新で、利用者の拡大に努める。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和元年11月18日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
利用者サービス向上の取組 ・駅からの冬期のアクセス改善や案内板の増設がされるとよい。	案内看板を3か所移転・増設しました。 (県道雨塚望月線から県道大木浅田切線の分岐(5km地点)両方向2か所及び3km地点)	案内看板の増設がされ、利用者サービスの向上の取組がされている。